

## 【一般会員規約】

一般社団法人山口県 EC 協会（以下「当協会」という。）の一般会員について次のとおり規約を定める。

### 第 1 条（入会）

1. 一般会員は、当協会が行う事業の趣旨に賛同する法人その他団体及び個人とする。
2. 当協会に入会しようとする者は事務局に申し込みを行い、代表理事の承認を持って入会とする。

### 第 2 条（会費）

一般会員の会費は無料とする。

### 第 3 条（権利）

1. 一般会員は、当協会から提供するサービスを優先的に利用することができる。ただし、1 会員あたり複数人間が利用する場合は、この権利に制限を設ける場合がある。
2. 前項のサービスとは、ふるさと納税、EC 事業に関わるセミナー・勉強会、各種助成金、補助金の情報提供、会員相互の交流、情報交換の場となる機会の提供、EC に関する相談のことをいう。

### 第 4 条（会員資格の喪失）

一般会員は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその資格を喪失する。

- ① 理事会の決議により除名された時
- ② 死亡または解散した時

### 第 5 条（退会）

一般会員は事務局に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

以上